

神戸市外国語大学大学院運営部会規程

2012年4月1日

規程第3号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規則(2023年4月規則第60号)第7条第1項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会に大学院運営部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、以下の事項について審議する。

- (1) 大学院に関する基本的な事項
- (2) アドミッションポリシー等、大学院の理念に関する事項
- (3) 大学院の履修規程の改正に関する事項
- (4) 改正後の履修規程の実施に関する事項
- (5) 教育研究評議会から付託を受けた事項
- (6) その他、大学院に関する重要な事項

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 以下の修士課程各専攻から学長が指名した教員9名。ただし、博士課程の専攻・コース所属教員が少なくとも各1名含まれるよう指名するものとする。

英語学専攻 1名

ロシア語学専攻 1名

中国語学専攻 1名

イスパニア語学専攻 1名

国際関係学専攻 3名(法律・政治1名、経済・経営1名、文化1名)

日本アジア言語文化専攻 1名

英語教育学専攻 1名

- (3) 研究所グループ課長

2 前項委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会には部会長を置き、部会長は、研究科長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、研究所グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

附 則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2 以下の規程を廃止する。

(1) 神戸市外国語大学大学院運営委員会規程(2008年4月1日規程第1号)

(2) 公立大学法人神戸市外国語大学大学院カリキュラム検討部会規程(2010年5月1日規程第3号)

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。